

岡山県公報			発行 岡山県	
				
目次		担当課（室）	目次	
【告示】		健康推進課		
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定		〃		
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新		〃		
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退		〃		
【公告】		河川課		
○ 洪水浸水想定区域の指定に係る指定の区域等の公表		建築指導課		
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了				
○ 〃				
○ 〃				
○ 〃				
【人事委員会】		人事委員会		
○ 職員団体の解散の届出				
			担当課（室）	

◎岡山県告示第二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和三年一月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名 称 所 在 地

指定年月日

看護小規模多機能ホームかおり訪問看護 瀬戸内市邑久町福谷二〇六一

令和三年一月一日

護ステーション

◎岡山県告示第二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和三年一月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称

所 在 地

更新年月日

イオン薬局津山店

津山市河辺一〇〇〇一

令和三年一月一日

エスマイル薬局井原店

井原市芳井町与井四四一

令和三年一月一日

◎岡山県告示第二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和三年一月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

杉の子薬局

加賀郡吉備中央町下加茂一〇三―九

令和二年十二月三十一日

有限会社黒川薬局

倉敷市児島味野二―二―五一

令和二年十二月三十一日

〔三三〕水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定により次のとおり公表する。

令和三年一月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

高梁川水系高梁川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深の図のとおりとする。

〔次の図〕は省略し、その図面を岡山県土木部河川課、岡山県備中県民局建設部管理課、同部高梁地域管理課及び同部新見地域管理課に備え置いて縦覧に供する。）

一 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称

高梁川水系成羽川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深の図のとおりとする。

〔次の図〕は省略し、その図面を岡山県土木部河川課、岡山県備中県民局建設部管理課及び同部高梁地域管理課に備え置いて縦覧に供する。）

令和3年1月19日 岡山県公報 第12261号

〔三四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年一月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市門田字小山西六九九―八、六九九―九、七〇五―五、七〇五―六、七〇五

―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市玉島中央町三丁目五―六

三宅 正祥

三 許可番号

岡山県指令建指第二六五号

令和3年1月19日 岡山県公報 第12261号

〔三五〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年一月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字上仲田四五四―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

加賀郡吉備中央町案田三三一―一

大窪 夏洋

大窪 結花

三 許可番号

岡山県指令建指第三一六号

〔三六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年一月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市小寺字平山一三一七―八、一三一七―九、一三一七―一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井尻野一七〇六サンライズ宮東A棟二〇一号室

伊藤 光佑

伊藤 真央

三 許可番号

岡山県指令建指第二四一号

令和3年1月19日 岡山県公報 第12261号

〔三七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年一月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字オノ神一二二〇一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市西富井四四五一ラグジュアリーK二〇一

小川 大輝

三 許可番号

岡山県指令建指第二九〇号

◎岡山県人事委員会公示第一号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十三条第十項の規定により、
次の職員団体から解散の届出があつた。

令和三年一月十九日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

職員団体の名称 解散の日

新見市職員労働組合 令和二年十二月三十一日